

令和2年度拓殖大学学部 外国人留学生 新型コロナウイルス特別奨学金 実施概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、家族の収入やアルバイト等の収入の減少によって、家計が急変し学費や生活費の支払いが厳しい状況にある学部私費外国人留学生の修学機会を確保するために、特別救済措置として返済を要しない「外国人留学生 新型コロナウイルス特別奨学金」を支給し、授業料等の支援を行うことを目的とする。

本特別奨学金の財源に、「拓殖大学私費外国人留学生授業料減免奨学金」(全額)、「拓殖大学外国人留学生奨学金」(全額)及び「西郷隆秀顕彰記念外国人留学生奨学金」(全額)を充てる為、今年度はこれら3つの奨学金の募集及び支給は行わないこととする。

2. 奨学金額

- (1) 1年生※1 … 10万円
- (2) 2年生～4年生 … 5万円

3. 支給対象

次の(1)から(3)のすべてに該当する者

- (1) 本学学部の正規課程に在籍する者
- (2) 令和2年5月1日現在で在留資格「留学」を保有している者又は次の①～④のいずれかに該当する者
 - ① 令和2年5月1日現在で在留資格「留学」への在留資格変更許可申請を行っており、その後変更が認められ、令和2年6月1日までに、本学に対し在留カード確認票又は外国人留学生登録票を提出した者
 - ② 保有している在留資格「留学」の在留期間更新許可申請を行っており、令和2年5月1日現在審査中の者
 - ③ 保有している在留資格「留学」の在留期間が令和2年3月又は4月中に満了日を迎えているが、出入国在留管理庁による新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置「申請受付期間の延長」に従い在留期間更新許可申請を5月1日現在行っていない者
 - ④ 保有している在留資格「留学」の在留期間が令和2年3月又は4月中に満了日を迎えているが、新型コロナウイルス対策に係る出入国制限等により現在外国に留まり、在留期間更新許可申請等を5月1日現在行っていない者
- (3) 次の①から⑦のいずれにも該当しない者
 - ① 科目等履修生、聴講生、委託生、受託留学生又は研究生
 - ② 休学中の者
 - ③ 国費外国人留学生
 - ④ 日本台湾交流協会日本奨学金留学生

- ⑤ 外国政府派遣留学生
- ⑥ マレーシア日本高等教育プログラム(MJHEP)留学生
- ⑦ 拓殖大学外国人留学生体育特別奨学生第1種・第2種

4. 支給方法

- (1) 令和2年度学費の全納者 … 奨学金額を口座振込
- (2) 令和2年度学費分割納入2回目まで納入済みの者 … 奨学金額を口座振込
- (3) (1)、(2)以外の者 … 授業料から奨学金額を減免

※学費等振込依頼書(分割納入2回目)により実施

本奨学金を受給する為に、受給者(学生)側が申請や書類等を提出する必要はありません。

5. 支給予定日

- (1) 3-(1)、(2) … 7月中
- (2) 3-(3) … 学費等振込依頼書(分割納入2回目)送付日

6. 問い合わせ先

国際部(メールアドレス): rkokusai@ofc.takushoku-u.ac.jp

*1 原級者への奨学金額は2年生～4年生と同じく5万円です。